

# さんぽセンター Webひろばのご紹介

- さんぽセンター、地さんぽのサービス
- 働く人の健康管理に役立つ情報
- 各さんぽセンターが作成した資料  
(※コンテンツの一例です。)

ぜひ  
お越しください!

さんぽセンター  
Webひろば



さんぽセンターWebひろば

検索

さんぽセンター等がよくわかる動画  
**おしえて! 谷原さん**  
さんぽセンターWebひろばで公開中!

## さんぽセンター編



## 地さんぽ編



## メンタルヘルス編



## こんな時は、さんぽセンター・地さんぽにご相談ください!

- Q** 産業医の知識を増やすために研修を受けたい。  
**A** さんぽセンターでは、様々なテーマの研修を実施しています。ぜひ参加してみてください。
- Q** 社員の健康管理のことで相談したいけど、誰に聞いたらいいんだろう。  
**A** さんぽセンター、地さんぽでは、各分野の専門スタッフが産業保健の相談に応じます。
- Q** 健康診断で結果がよくない従業員がいる。どのように対応したらいい?  
**A** 地さんぽでは、健康診断結果に対する医師の意見聴取を行なっています。また、従業員への健康相談も行なっています。
- Q** 従業員のメンタルヘルス対策への意識を高めたい。  
**A** さんぽセンターの専門スタッフが事業場へ訪問して、事業場に合ったメンタルヘルス対策を一緒に考えます。管理監督者、若年労働者向けの教育も行なっています。
- Q** 治療を続けながら働いている従業員のために、会社としてできることはないかな?  
**A** さんぽセンターの専門スタッフが、治療と仕事の両立支援制度導入のお手伝いをします。
- Q** 長時間労働が続いている社員の健康が心配。  
**A** 地さんぽでは、長時間労働者への面接指導を行なっています。

さんぽセンターへのご相談は「全国统一ナビダイヤル」

0570-038046

このナビダイヤルを利用することにより、最寄りのさんぽセンターに着信します。

地さんぽへのご相談は [詳しくはこちらから](#)

最寄りのさんぽセンターにお問い合わせいただくか、さんぽセンターのホームページをご覧ください。



独立行政法人  
労働者健康安全機構(JOHAS)  
Japan Organization of Occupational Health and Safety

産業保健総合支援センター

# さんぽセンター

はじめてガイド

働く人の「こころ」と「からだ」の健康に関するご相談は「さんぽセンター」へ。

**全国47か所** **社員の健康管理に携わる方ならどなたでも** **無料**

産業保健総合支援センター

地域産業保健センター



# すぐにわかる! さんぽセンター ってどんなところ?

提供するサービスはすべて  
**無料**です。

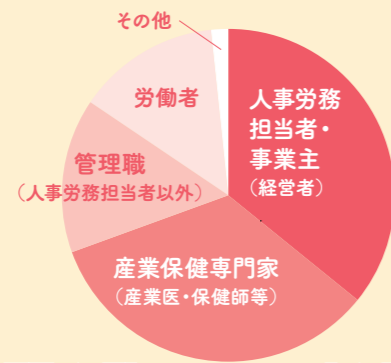
働く人の健康管理のための  
公的な機関です。

●いろいろな方に、多様な目的でご利用いただいています。

## どんな目的で?

- 職場のメンタルヘルス対策
- 労働衛生管理体制の整備
- 治療と仕事の両立支援の取り組み
- 社員の健康保持増進
- ストレスチェック後の職場環境改善
- 労働衛生教育の取り組み
- 長時間労働による健康障害防止
- etc.

## 利用者の職種は?



## 利用者の業種は?

- 製造業
- 医療・福祉
- 建設業
- 運輸業・郵便業
- 卸売業・小売業
- サービス業
- etc.

## 事業場への効果は?

メンタルヘルス対策が充実  
〔「心の健康づくり計画」を作成〕

治療と仕事の両立支援の取り組みが充実  
〔時間単位年休や時差出勤の制度を導入〕

作業環境や作業内容が改善

衛生委員会が活性化

喫煙率が低下

社員の食生活改善の意識が向上

長時間労働者の割合が減少

健康診断受診率が向上

●様々なサービスを提供しています。お気軽にご相談ください。

**47**か所  
全ての都道府県

## 産業保健総合支援センター (さんぽセンター)

産業保健スタッフ向けサービス

さんぽセンターでは、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や、専門的な相談への対応などの支援を行なっています。

専門的相談対応



個別訪問支援によるメンタルヘルス対策



働く人の健康管理に関する情報提供



専門的研修等



治療と仕事の両立支援



事業主・労働者に対するセミナー



全国 **350**か所  
概ね労基署ごと

## 地域産業保健センター (地さんぽ)

小規模事業場向けサービス

地さんぽでは、労働者数50人未満の、小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健康診断の結果について医師からの意見聴取



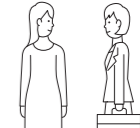
長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導



労働者の「こころ」と「からだ」の健康管理に関する相談



専門スタッフによる個別訪問指導



地さんぽの利用には事前の申し込みが必要です。  
総括産業医(企業内の事業場の産業保健活動について総合的に指導を行なう産業医)がいる小規模事業場は支援対象外となります。  
利用回数には制限があります。  
詳しくは、最寄りの地さんぽもしくはさんぽセンターへお問い合わせください。